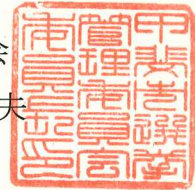


甲斐市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例制定請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和2年4月13日

甲斐市選挙管理委員会  
委員長 坂本 美夫



- 1 縦覧の期間 令和2年4月15日から令和2年4月21日まで
- 2 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧の場所 甲斐市篠原2610番地  
甲斐市役所  
甲斐市選挙管理委員会事務室  
(甲斐市役所 総務部 総務課内)